

平成30年7月豪雨により被害を受けた、農産物の生産・加工に必要な施設・機械の修繕・取得を支援します。

## ～被災農業者向け経営体育成支援事業～

### Point

### 事業の概要（原則として、被災前と同程度の復旧）

- 1 農産物の生産・加工に必要な施設（農業用ハウス、果樹棚、畜舎等）や農業用・加工用機械の修繕・取得に係る費用（災害復旧事業の対象とならない農業用ハウス等に流入した土砂の撤去を含む）について助成します。
- 2 農産物の生産に必要な施設については、撤去費用についても助成します。
- 3 対象となる期間の豪雨で被害を受けた日以降の取組（着工）であれば、本事業の計画承認等の手続き前の取組でも対象となります。

- ① 施設の被害状況、作業を行った者、日付け、費用の額が分かる書き物や写真
- ② 作業を外注した場合の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類の保存をお願いします。

### 助成対象者

次の要件を満たした農業者

- (1) 平成30年7月豪雨による被害により農産物の生産に必要な施設等が被害を受けたことについて、矢掛町長から被災証明を受けていること。
- (2) 今後も営農を継続すること（機械であれば、7年(処分制限期間)以上は継続すること。）  
対象者の条件としては、概ね10a以上の経営面積があり、農作物等の販売実績があること。なお、家庭菜園のみの農業者は対象外です。
- (3) 平成31年3月31日までに事業を完了できること。
- (4) 園芸施設共済の引受対象となる農業用ハウス等は、事業完了後、園芸共済等へ加入すること。

### 施設・機械の修繕・取得の場合



### 1 助成対象となる事業内容

- (1) 農産物の生産及び加工に必要な施設並びにその附帯施設の修繕・取得  
(例)：農業用ハウス、育苗施設、果樹棚、畜舎、農機具格納庫、暖房機など
- (2) 農産物の生産及び加工に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入
- (3) 農業用機械及び加工用機械の修繕・取得  
(例)：トラクター、田植機、コンバインなど
- (4) 農業用ハウス等に流入した土砂の撤去

〈成果目標〉

●被災農業者の農業経営の維持

ただし、農業用機械の取得の場合は、農業経営の改善に係る目標設定が必要。

## 注意事項

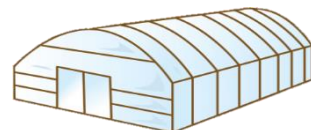
- ① 以下のものは対象となりません。
  - ・ 農業生産・加工に必要な施設以外の施設（販売に関する施設等）
  - ・ 汎用性が高い機械（軽トラック、フォークリフト、パソコン等）
  - ・ 附帯・補完的器具（育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車等）
  - ・ 消耗品（トンネル、マルチ、燃料、農薬、肥料等）
- ② 施設の強度の向上や規模拡大等を行うことも可能ですが、原形復旧を超える部分は自己負担となります。
- ③ 被災地での再建が困難な場合には、場所を移動して再建することも可能です。

## 2 助成金の算出方法

事業費×9/10以内（国費5/10、県費2/10、**町費2/10の予定**）

園芸施設共済の対象となる施設については、

- ① 共済加入の場合は、共済金の国費相当額を合わせて9/10以内  
（国費は共済金の国費相当額を合わせて5/10、県費2/10、町費2/10の予定）
- ② 共済未加入の場合は、8/10以内  
（国費4/10、県費2/10、町費2/10の予定）



## 施設の撤去の場合

### 1 助成対象となる事業内容

- (1) 被災した施設（農産物の生産に必要なもの）の解体、廃材の運搬・処理
- (2) 土砂混じりがれきの運搬・処理等  
**※該当がある場合は個別にご相談ください。**

### 2 助成率

定額助成単価に施設の面積を乗じた金額と、撤去を行うために実際に支出する（した）費用を比較し、いずれか低い額  
助成率10/10以内の予定

※ 実際に支払われる補助金額は、市町村の助成金額や園芸施設共済の加入対象施設等により異なります。

## お問い合わせ先

**本事業による農業者への支援は役場を通じて行われます。**

**矢掛町 産業観光課 0866-82-1016（直通）**

〔岡山県〕

農林水産部 農村振興課 中山間地域農業推進班 086-226-7442（直通）

備中県民局 農林水産事業部 農業振興課 086-434-7030（直通）